

令和 3 年 7 月 1 日
 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
 ガラスびん事業部
 (改定日：平成 29 年 7 月 1 日)

オンラインによる事業者登録申請の概要 (ガラスびん)

オンラインによる事業者登録の申込方法は以下をご参照ください。なお、資料 13 の「オンラインによる事業者登録の手続きについて」もあわせてご確認をお願いします。

(1) 事業者登録申請書類の構成

① 様式類 (提出が必要な書類の詳細は資料 1-2、作成方法の詳細は資料 4 を参照)

書類名		施設ごと	作成方法	提出方法	備考
様式 1 : ガラスびん分別基準適合物の再生処理事業者登録申込書			オンライン 入力後印刷	オンライン 及び印刷書類 を郵送	<u>印刷した書類に必ず代表者の署名押印をしてください</u>
様式 2 : ガラスびん分別基準適合物の再生処理事業者登録申込書		○	オンライン 入力後印刷	オンライン 及び印刷書類 を郵送	
様式 2 の付属書 : 原料調達方法および再商品化製品の用途別販売量		○	オンライン 入力後印刷	オンライン 及び印刷書類 を郵送	
製造事業者 びんの原料	様式 3-1 : 再商品化製品引き取り同意書		オンライン 入力後印刷	オンライン 及び印刷書類 を郵送	再生処理事業者及び再商品化製品利用事業者の署名押印必要
	様式 3-1-1 : 再商品化製品引き取り同意書	○	オンライン 入力後印刷	オンライン 及び印刷書類 を郵送	
	様式 4 : ガラスびん再生処理事業計画書	※	書類をダウンロード (印刷) して記入	記入した書類を郵送	その他の原材料の再生処理も行う事業者は 4-1、4-2 のみ 新規登録申請事業者は 4-1 ~ 4-4 全て
製造事業者 その他の原材料	様式 3-2 : 再商品化製品引き取り同意書		オンライン 入力後印刷	オンライン 及び印刷書類 を郵送	再生処理事業者及び再商品化製品利用事業者の署名押印必要
	様式 3-2-1 : 再商品化製品引き取り同意書	○	オンライン 入力後印刷	オンライン 及び印刷書類 を郵送	
	様式 3-2 の付属書 : 再商品化製品利用事業者となる場合の最終販売先 (その他の原材料の再生処理事業者のうち利用事業者が同一、又は同一のグループ関係にある事業者となる場合には 3-2 の付属書も必要。)	○	オンライン 入力後印刷	オンライン 及び印刷書類 を郵送	びん原料製造事業者が、その他用途の原材料も製造する場合は、様式 3-2 類の提出も必要
	様式 4 : ガラスびん再生処理事業計画書	※	書類をダウンロード (印刷) して記入	記入した書類を郵送	4-1 ~ 4-4 全て

※ : 様式 4-3 は施設ごとに提出が必要

② その他提出書類

経営関連の提出書類、施設関連の提出書類は、従来どおり全て紙の書類で提出していただきます。
オンラインの対象ではありません。

(2) 書類の提出

資料2のチェックリストを確認のうえ、様式1～4、経営関連、施設関連の全ての書類をそろえたうえで、令和3年7月31日(土)(当日消印有効)までに簡易書留にて書類を郵送してください。なお、オンラインによる入力や修正は31日の17:00まで可能ですが、送付書類に31日(土)までの消印がない場合はオンライン入力データが無効となりますのでご注意ください。

(3) 注意事項

オンラインで入力した様式1、様式2、様式2の付属書、様式3のデータと協会へ郵送で提出する様式1、様式2、様式2の付属書、様式3の内容は必ず同一となるようにしてください。印刷後にオンラインの修正をした場合は、必ず修正後の書類を再度印刷し、期日までに郵送していただく必要があります。